

別記様式第十五（第七十条関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

届出書

（個人情報の保護に関する法律第 167 条第 1 項・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)附則第 8 条第 2 項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出団体の名称
代表者名

1. 団体の概要

団体区分	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 一部事務組合等
都道府県名	
市区町村名	
担当部署	
担当者	
連絡先	
メールアドレス	

2. 届出内容

届出区分	1. 制定 2. 改正 3. 廃止	
条例名		
公布年月日	年	月 日
施行年月日	年	月 日
根拠規定	個人情報法該当条項	条例該当条項
条例要配慮個人情報	第 60 条第 5 項	
個人情報取扱事務登録簿等	第 75 条第 5 項	

不開示情報	第 78 条第 2 項	
開示請求手数料	第 89 条第 2 項	
行政不服審査法 第 4 条特例	第 107 条第 2 項	
開示請求等の手 続	第 108 条	
行政機関等匿名 加工情報の利用 契約締結手数料	第 119 条第 3 項	
作成された行政 機関等匿名加工 情報の利用契約 締結手数料	第 119 条第 4 項	
審議会等	第 129 条	
その他	上記以外	

記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3. 1. の「団体区分」が「1. 都道府県」に該当する場合には、1. の「市区町村名」は記載しないこと。
4. 1. の「連絡先」には、代表電話番号ではなく、当該担当者の直通電話番号を記載すること。
5. 2. の「条例該当条項」には、「個人情報法該当条項」に記載する個人情報保護に関する法律の規定に基づいて規定した条例の該当する条項を記載すること。また、条例の規定が「個人情報法該当条項」に記載する個別の規定に基づかない場合には、「その他」の欄に記載すること。
6. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。